

京都市域の農業共済事業の，京都農業共済組合への移譲について

京都市では，自然災害等によって農業者が被る損失を補てんし，農業経営の安定と農業生産力の発展再生産を目的に，市内を対象に本市で実施している「農業共済事業」について，京都府中央部の 1 市 8 町を対象に事業実施している「京都農業共済組合」へ，次のとおり事業移譲しますのでお知らせします。

1 事業移譲の概要

自然災害等によって農業者が被る損失を補てんし，農業経営の安定と農業生産力の発展再生産を目的に，「農業災害補償法」に基づいて京都市が実施してきた「農業共済事業」は，近年の農地面積や農家戸数の減少により，将来的に十分な危険分散が確保できず，保険収支の悪化が懸念される状況となってきました。こうしたことから，京都市の区域を越える規模で安定的かつ効率的な事業実施体制を確立することを目的として，事業規模の大きな「京都農業共済組合」へ事業を移譲します。

事業を移譲することによって，事業規模の拡大と併せて，補償単価や補償割合の選択制や大豆・小豆等を対象とする畑作物共済への加入が可能となるなど，農業者の利益にもつながります。

また，事業移譲後も「京都農業共済組合」から事務の一部を受託することにより，市内 3 ヶ所の農業指導所にも引き続き申請窓口を設置するなど，農業者の利便性を確保します。

2 京都農業共済組合の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名 称 | 京都農業共済組合（対象区域：亀岡市，京北町，美山町，園部町，八木町，日吉町，丹波町，瑞穂町，和知町） |
| (2) 事務所所在地 | 京都府船井郡園部町小山東町溝辺 21 番地 2 |
| (3) 電 話 番 号 | 0 7 7 1 - 6 3 - 2 9 5 1(代) |

3 事業移譲日

平成 1 6 年 5 月 3 1 日(月)

- | | | |
|----------|------------------|-----------------|
| 4 お問い合わせ | 京都市産業観光局農林部農業計画課 | 2 2 2 - 3 3 5 1 |
| | 京都市北部農業指導所 | 4 9 3 - 6 6 6 0 |
| | 京都市西部農業指導所 | 3 2 1 - 0 5 5 1 |
| | 京都市東部農業指導所 | 6 4 1 - 4 3 4 0 |